

平成 1 8 年 9 月 2 2 日

平成 1 8 年第 3 回岬町議会定例会

第 3 日会議録

平成18年第3回(9月)岬町議会定例会第3日会議録

平成18年9月22日(金)午前11時18分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

1番 川 端 啓 子	2番 鍛 治 末 雄	3番 和 田 博 之
5番 奥 野 学	6番 中 原 晶	7番 辻 下 正 純
8番 竹 内 邦 博	9番 出 口 実	10番 反 保 多喜男
11番 岡 本 重 樹	12番 和 田 勝 弘	14番 福 田 収
15番 谷 本 貢	16番 田 島 乾 正	17番 (欠員)

欠席議員 次のとおり1名であります。

13番 鳥谷部 昭

欠 員 1名

傍 聴 3名

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 石 田 正 弘	助 役 平 徹 也
教 育 長 田 中 繁 樹	総 務 部 長 中 口 守 可
総 務 部 理 事 嶋 本 良 二	総 務 部 理 事 古 田 正
総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長 南 康 明	企 画 部 長 竹 本 靖 典
住 民 部 長 白 井 保 二	福 祉 部 長 芦 田 貴 志 雄
事 業 部 長 松 永 英 三	事 業 部 理 事 藏 ヶ 崎 龍 男
上 下 水 道 部 長 末 原 光 喜	教 育 部 長 岡 田 耕 治
教 育 部 副 理 事 兼 兼 生 涯 学 習 課 長 淵 原 義 仁	教 育 部 副 理 事 兼 兼 青 七 文 七 所 長 一 本 稔 明

教育部副理事
兼淡輪公民館長
総務部
行財政改革課長

入 口 博 行
四至本 直 秀

総務部危機管理課長 亀 崎 義 夫

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局主幹
兼議会係長 竹 下 雅 樹

議事日程

- | | | |
|------|-------------------|---|
| 日程 1 | 追加議案
第 1 0 3 号 | 工事請負契約締結の件
(多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事(その2)) |
| 日程 2 | 追加議案
第 1 0 4 号 | 工事請負契約締結の件
(多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事(その3)) |
| 日程 3 | 追加議案
第 1 0 5 号 | 工事請負契約締結の件
(公共下水道汚水管理設工事(22-7)) |
| 日程 4 | | 二常任委員長報告 |
| 日程 5 | 意見書案
第 1 号 | 道路整備の推進及びその財源確保に関する意見書(案) |
| 日程 6 | 意見書案
第 2 号 | 出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書(案) |

(午前11時18分 開議)

和田博之議長 おはようございます。

ただいまから平成18年第3回岬町議会定例会3日目を開会いたします。

ただいまの時刻、午前11時18分であります。

本日の出席議員は14名、欠席者数は1名であります。欠員は1名であります。

出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

和田博之議長 日程1、議案第103号「工事請負契約締結の件(多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事(その2))」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程1、議案第103号、工事請負契約締結の件(多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事(その2))について、説明します。

多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事の施工に当たり、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

この工事につきましては、8月24日、入札執行でございます。

入札の方法といたしまして、指名競争入札で、契約金額1億2,547万5,000円、うち消費税及び地方消費税597万5,000円でございます。契約の相手は、大阪府泉南郡岬町淡輪4655番地、株式会社森組、代表取締役 森 久男でございます。

工事場所につきましては、別紙図面をご参照ください。

多奈川東畑土砂採取跡地内におきまして水路等の整備工事を行うもので、工期につきましては、議会の議決の日から平成19年7月31日まででございます。

次に、工事概要でございますが、工事延長といたしまして1,186.9メートルと、撤去工一式、土工一式、函渠工延長65.5メートル、マンホール工一式、開水路工延長876.9メートル、柵工一式、排水工一式等でございます。

なお、参考までに、入札業者名は、株式会社松建興業、株式会社森組、丸正建設株式会社、志真建設株式会社南大阪支店、日信建設株式会社の5社でございます。

予定価格は、消費税及び地方税抜きの1億7,075万9,000円で、落札率としては69.

98%となっております。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第103号「工事請負契約締結の件(多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事(その2))」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第103号は、可決されました。

和田博之議長 日程2、議案第104号「工事請負契約締結の件(多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事(その3))」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程2、議案第104号、工事請負契約締結の件(多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事(その3))について、ご説明いたします。

多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事の施工に当たりまして、工事請負契約を締結したので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

この工事につきましては、8月31日、入札執行でございます。

入札の方法といたしまして、指名競争入札で、契約金額7,276万5,000円、うち消費税及び地方消費税が346万5,000円でございます。契約の相手は、大阪府泉南郡岬町淡輪2532番地の1、株式会社松建興業、代表取締役 松尾敏生でございます。

工事場所につきましては、同じく別紙図面をご参照ください。

多奈川東畑土砂採取跡地内におきまして水路等の整備工事を行うもので、工期につきましては、

議会の議決の日から平成19年5月31日まででございます。

次に、工事概要でございますが、工事延長としましては1,015メートル、土工一式、管渠工延長1,015メートル、マンホール工一式、柵工一式等でございます。

なお、参考までに、入札業者名は、株式会社松建工業、丸正建設株式会社、志真建設株式会社南大阪支店、日信建設株式会社の4社でございます。

予定価格は、消費税及び地方税抜きの1億967万6,000円で、落札率といたしましては63.19%ということになっております。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第104号「工事請負契約締結の件(多奈川東畑地区土砂採取跡地水路等整備工事(その3))」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第104号は、可決されました。

和田博之議長 日程3、議案第105号「工事請負契約締結の件(公共下水道汚水管理設工事(22-7))」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程3、議案第105号、工事請負契約締結の件(公共下水道汚水管理設工事(22-7))について、説明いたします。

公共下水道汚水管理設工事の施工に当たりまして、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして、議会の議決を求めます。

この工事につきましては、9月8日、入札執行したものでございます。

入札の方法といたしまして指名競争入札で、契約金額5,670万円でございます。うち消費税及び地方消費税が270万円でございます。契約の相手は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川1914番地の1、関口建設株式会社、代表取締役 関口 守でございます。

工事場所につきましては、別紙図面をご参照ください。

深日地区において、下水道汚水管の埋設工事を行うもので、工期につきましては、議会の議決の日から平成19年3月26日まででございます。

次に、工事概要でございますが、工事延長といたしましては905.4メートル、本管埋設工850.3メートル、土工一式、マンホール設置工一式、汚水柵ですけども72カ所、舗装工一式、仮設工一式、その他一式でございます。

なお、参考までに、入札業者名につきましては、丸正建設株式会社、宮川工業株式会社、光建設工業株式会社、濱野建設株式会社、株式会社飛翔、関口建設株式会社、大塚組、株式会社岬水道商会、株式会社三栄建設、株式会社舞工業の10社でございます。

予定価格は、消費税及び地方税抜きの6,600万円でございます。落札率につきましては81.82%となっております。

以上でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、お願い申し上げます。

和田博之議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第105号「工事請負契約締結の件(公共下水道汚水管埋設工事(22-7))」を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第105号は、可決されました。

和田博之議長 日程4、「委員長報告」を議題といたします。

過日、9月6日の本会議において、総務文教、事業民生の各委員会に付託いたしました議案について、各委員会で慎重に内容の審査をしていただいた、その結果を二常任委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、福田 収君。

○福田総務文教委員長 議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をいたします。

去る9月6日の本会議において、本委員会に付託されました17件の議案については、9月7日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容については、配付いたしております委員会記録のとおりでありますので、よろしく願いいたします。

まず、議案第68号、平成18年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、議案第68号のうち、本委員会に付託された案件は、満場一致で可決されました。

次に、議案第72号、平成18年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第1次）の件、議案第73号、平成18年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件、議案第74号、平成18年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）の件の3件については、一括議題とし、質疑・討論なく、3件とも満場一致で可決されました。

次に、議案第79号、岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第80号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第84号、岬町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する件、議案第85号、岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する件、議案第86号、岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件、議案第87号、岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する件の4件については、一括議題とし、質疑・討論なく、4件とも満場一致で可決されました。

次に、議案第90号、平成17年度岬町一般会計決算認定の件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、議案第90号のうち、本委員会に付託され案件は、満場一致で認定されました。

次に、議案第91号、平成17年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件については、質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

次に、議案第97号、平成17年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件、議案第98号、平成17年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件、議案第99号、平成17年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件、議案第100号、平成17年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件の4件については、一括議題とし、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、4件とも満場一致で認定されました。

次に、議案第101号、平成17年度岬町住宅用地造成事業特別会計決算認定の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された17議案ともに「可決・認定すべきもの」と決定いたしております。

以上で報告を終わります。

和田博之議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは、総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

和田勝弘議員。

和田勝弘議員 今、報告した中の1つ、財産区の件で、ちょっと質問したいんで。財産区の決算の額を見れば、将来に向けて、まず各字の基金に不安を感じます。基金の健全化に向けて努力すべきところであるのに、なぜ財産区健全化に反する行政をするのか。町長はこのようなことをする方とは思われなかったが、過日、9月12日、多奈川財産区のことですが、町長を初め行政から、多奈川の土採り跡地用地売却イメージの説明を聞いたのですが、内訳は、財産区有財産の処分比率は、町が49%、財産区は51%と説明がありました。私は、そのとき、町長と行政に納得はできない旨を言っている。なぜ進めたのか。町長がかかったからというて、極端に比率を変えるのは行き過ぎではないのか。

この比率の反対理由は、財産区になるまでは多奈川地区の共有財産であり、先祖代々、血のにじむような思いの努力で財産を守って、残してくれた唯一の財産であります。このおかげで、一般会計が苦しいからといって、できない難題の事業を財産区の繰り入れで何とか住民の要望を満たしてきたということでもあります。

この大事な財産区の比率を、私であれば、一般会計に繰り入れするのは10%で御の字であると私は思っている。歴史をたどれば、昔は2対8、最近では3対7で流れてきた。この比率を極端に変わるというのは、財産区の歴史をゆがめるのではないかと思います。財産区基金の健全化に

反する運営であると思いますが、この点について、委員長に答弁を求めます。

まず、この1点お願いします。

和田博之議長 福田委員長。

○福田総務文教委員長 今回の財産区問題につきましては、9月6日でしたか、この時点では、総務委員会の内容については議論もしておりませんので、和田議員の質問に対して、内容として、町長の方にあると思いますので、行政の方から答えていただきたい、そのように思います。

和田博之議長 この件については、今回の議会にかかってないということなんで、ちょっと私、議会の方の決議には入らないということなんで、運営上、どうでしょうかね。

済みません。暫時、その場で休憩して語りたいと思います。議運の委員長と副議長、ちょっと来てくれますか。その場で休憩します。

(午前11時40分 休憩)

(午前11時45分 再開)

和田博之議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

和田勝弘議員、ただいま委員長の方から報告ございましたけど、どうぞ、手を挙げていただいて。和田勝弘議員。

和田勝弘議員 議長の、これはちょっと、きょうの問題に関係ないと、議案に関係ないということでありましたんですけど。私は、財産区の補正予算であればぐあいが悪いと思ったんですけど。決算の中で言えるんじゃないかと、言わせていただきました。できれば、町長に1回だけ答弁をいただきたいんですけど、とりあえず、私の考えていることだけ、一応ここでお話させていただきます。

答弁は外して、私の考えているのは、町の財政が苦しいというだけという話、私は聞いているんですわ。町が苦しいだけで、安易に財産区にその財源を求めてくるというのは、愛着で財産を守ってきた住民の気持ち、町長はわからないんとちがうかと、私はこう思います。

何十年前のことですが、中孝子が、かつて府民の森で紛争したことがあります。そのときの地区の代表者が次のように言った記憶がある。財産区の山があるから中孝子地区が保っているということは、今でも私は覚えております。そのために府民の森がちょっとできなくなったことがあるんですけど、多奈川財産区も同じであると私は確信している。それは昔ちゅうたら何ですが、共有山のときに、各家庭から必ず代表1名を出して、下草狩りやでぐさりをして、出られない家は、その当時ですから、今のお金にしたら変なですが90銭、1円を出して共有山を管理してきたと

聞き及んでおります。このような苦勞した財産区であります。ですから、私は、できればもとのパーセントに変えていく気持ちはないのか。この点について聞きたいんですが、答えがなかったら仕方ありませんが、私はこのパーセントは絶対反対いたします。

和田博之議長 委員長の方で、この件について、先ほど話がありましたように、一切この議論はしておりませんな。

○福田総務文教委員長 やってません。

和田博之議長 そういうことで、これは議論やってないんですけども、どうしましょう。先ほど言いましたように、議論やってないやつについての質問については、ちょっとイレギュラーなところがございますけども、町の運営に関する話ですから、町長も発言したいというふうな、その話がちょっとありましたんで、1回質疑して、これは、この件で町長に1回の答弁で打ち切りたいと思います。よろしくご理解をお願いします。特別に、町長もやりたいというような顔してまずんで、石田町長。イレギュラーでありますけども。

石田町長 町長の石田でございます。

特別のご配慮をいただきまして、答弁の機会を与えていただき、ありがとうございます。

ただいまの和田勝弘議員のご発言の中で、ちょっとご認識が違うところを、この本議会の中でございますので、正確を期さないかんで、ひとつ確認したいんですけども。どうも中孝子組合のところ、これを財産区の例に引き合いに出しておられるんですけども、これは岬町にあります4つの財産区とちょっと異なる形態を持った組合組織でございますので、その点ご認識を混同されないように、まずひとつお願いしたいなと思います。

それと、そもそも、この財産区財産、確かに過去の合併前の各自治区の中で、行政区の中で持っておった財産、これが合併後、今現在、4つの財産区として残っておるわけでございますが、今、合併して51年を迎えようとする中で、それぞれの字の分に使う、これはそのとおりだと思います。ただ、それぞれ、今、各財産区の財産の内容もばらつきが出てきております。やはり我々は、岬町として合併して一つになって、これからますます、これからの岬町の住民のために、よりよい行政をしていかなくてはいけないという中では、私は、今までの7対3という割合よりも、今回の51対49という割合の方が、これからの岬町のためには、私はやるべきことだということで、各財産管理委員会さんにもお話をさせていただきました。そして、特に、今、議員のおっしゃった多奈川地区の管理委員会さんの方では、7名の委員さん全員賛成で、これを認めていただいたということでございますので、この辺ご理解賜りまして、これからの岬町の運営につきまして、財産区の問題も、また皆さんとともに考えていきたいと思っております。

以上でございます。

和田博之議長 この件につきましては議題になってないんで、ごめんなさい。そういうことでお願いしたいと思います。

和田勝弘議員 反対と言うだけ。

和田博之議長 それは聞いてますんで。反対、賛成は、今、私どもの方に、この件に関しましてはございませんので、議題になっておりませんので、その辺のご理解をお願いしたいと思います。

ほかに質疑ございませんか。田島議員。

田島乾正議員 まず、委員長にちょっとお伺いしたいんですけども。多奈川の財産区特別会計の補正予算の第2次の件の中で、担当の課長が説明してるんですけども、その部分の中で、繰入金として321万2,000円繰り入れ、委員長報告の16ページ、中段からちょっと下の方で、第2次の件で。中段から下の方で、多奈川財産区特別会計の補正予算の第2次の件で、繰入金が321万2,000円と、これは別にどうということないんですけども。繰出金の一般会計の備品購入費として、多奈川地区の福祉委員会のゲートボールの部分について、テント、いろんな備品を使ってるんですけども。ここで1段おりて、多奈川小学校の方で保管するということですね。これ、備品としたら、やはり当然、各部署において備品台帳、備品の維持管理すべき問題と僕は解釈してるんですけども。小学校であれば教育委員会の範疇に入るといいますんで、この中身がまずわからんのと、そして、福祉委員会というのは、どの部類のものか、ちょっと確認したい。社協の関係であるのか、自治区の福祉委員会というのがあるのかないのか、この部分について、ちょっと2点、まず確認させていただきたいと。

和田博之議長 福田委員長。

○福田総務文教委員長 今回の備品台帳ですね、この件は委員会で出たように思います。今のところ、私の記憶では、間違っていたら、だれか委員の方、訂正していただきたいんですけども。一応の私の意見だけでも先言っておきます。つくっていないという結論で聞いております。あと詳しいことは理事者の方から説明させます。

和田博之議長 南副理事。

南総務部副理事兼総務法制課長 田島議員のご質問にお答えさせていただきます。

多奈川財産区特別会計補正予算（第2次）の件で、歳出といたしまして、繰出金321万2,000円、そのうちの中で38万5,000円の部分、これについてご質問がされてると思っています。それで、この部分につきましては、多奈川地区福祉委員会ということで、説明をそのときはしてました。その上部団体としまして、岬町社会福祉協議会の多奈川地区の福祉委員会でご

ざいます。それと、中身につきましては、テント2張りとローラーということでございまして、その備品を学校の備品じゃなくて、地区福祉委員会の備品で、置く場所は学校に置いているということで、学校の方に置いている理由につきましては、学校と地域、福祉が連携をもって、今いろんなことに取り組んでおるといふことで行っております。

以上でございます。

田島乾正議員 今、南さんのご答弁で、大体社協という部門がわかったんですけども。本来、社協にも、やっぱり社協として基金がありますわな。その基金をまず、僕の考えですよ、運用面のこと言うてるんですよ。何もテント買ったらかんとは言うてません。ということで、やはり財産区の基金を一般会計に繰り出して、それで社協という団体があるわけですね。社協でも、やっぱり基金、運用費があるわけですね。その運用がちょっとおかしいんちがうかと。僕個人的に考えてるわけですね。ですから、本来は社協の方の基金でそういう備品を購入して、社協で備品として管理運営すべきと思うんですけど。

それが一般会計の方、繰り出して、そして社協のあれに買って、そして、今度、教育の場の方で管理運営と。なぜ多奈川小学校で保管するようになったか。社協やったら社協としての、そういうゲートボールの会場でやるとか、場所なかったんと思うんですけども。しかし、それやったら教育の方で購入すれば、運用については間違いのないと思いますな。やはり字の学校の問題で、財産を繰り入れて使う問題なんですけど、社協というんは、社協としての、個体としての運用すべきと思うんですけどね。財産区の金を一般会計に入れて、一般会計で社協の部門で使うんは、僕は、運用面どうも自分では納得せんのですけども、納得する説明していただけますか、部長。

和田博之議長 この件については、事業民生の福祉部長の方の範疇にあります。福祉部長の方から答弁願います。

芦田福祉部長 田島議員のご質問にお答えします。

まず、地区福祉委員会の活動なんですけれども、これは確かに社会福祉協議会の方で責任を持って活動を担っております。4地区に、それぞれ地区福祉委員会という団体が設立されまして、活動しております。構成メンバーといいますか、活動の主体となるメンバーとしましては、自治区長さん、民生委員さん、老人クラブの各役員さんとか、そういう方々が重視的に、その地域の高齢者、障害者あるいはひとり親家庭、そういう方々、社会的に援護が必要な方々に対して、地域が全体となって支えていこうという位置づけのもとで活動している団体であります。

先ほど言われました、確かに社会福祉協議会自身としての資金ですか、活動費という中からも出せるということも一方ではあります。ただ、この活動自身は、何も社会福祉協議会だけの問題

じゃなくて、町自身としてもそのような活動を支援して、サポートしていく立場にあります。ただ町としても、財源、一般財源非常に苦しいという中で、その地域地域で担っている活動、その地域の住民の福祉に役立つ活動ということから、今回、多奈川地区の財産区からお願いをしたという経過がございます。

以上でございます。

田島乾正議員 部長の説明では、社協には、そういう運営基金がないという方に解釈して、そして、そういうことで財産区の繰出金で、一般会計からはそういう地域の福祉のために使ったと。僕は別に反対ちゃうんです。ただ、こういう運用自体がちょっとおかしくないかちゅうことを言ってるだけのことで、大いに、こういう福祉に手厚いそういう手だてをしてあげてほしい。賛成ですよ。賛成やけど、運用面でちょっとおかしいんじゃないかと。ちゅうことは、また多奈川が例をこしらえて、僕は深日の字の議員ですけども、また深日のおじいちゃん、おばあちゃんが楽しく生活できる、そういう手厚いことを深日の財産区のあれで運用していただけるちゅうことを確認しとかんと、一例こしらえたら、また二例、三例、いろいろトラブルんで、運用の面のことを質問したんですけども。結構でございます。答弁結構です。

和田博之議長 岡本議員。

岡本重樹議員 田島議員の質問ですけども、私の聞き及んでいるところは、小学校の方から地域の社会福祉協議会にゲートボールを教えてくれへんかと、運動の活動として。その中に社会協議会のメンバーのゲートボールの上手な方が、何分年寄りやないかと。せめて町の方でも、教育費でもどこでもええんやけども、日よけのテントを買ってくれへんかと。ゲートボール場のならすためにローラーをつくってくれへんかと、こういう話と僕は聞き及んでるし、多奈川小学校いうたら多奈川地区全員網羅してるし、僕はええことやなと、このように思っております。

和田博之議長 討論の賛成の方やね。

岡本重樹議員 僕は賛成です。

和田博之議長 わかりました。討論、まだ入ってませんけども。賛成討論ということで置いときます。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りをいたしたいと思います。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 異議なしと認めます。暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩いたします。再開は13時、よろしく申し上げます。午後1時でございます。

(午後0時03分 休憩)

(午後1時01分 再開)

和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、事業民生委員長の報告を求めます。事業民生委員長、川端啓子君。

○川端事業民生委員長 議長の許可を得ましたので、事業民生委員会委員長報告をいたします。

去る9月6日の本会議において、本委員会に付託されました17件の議案については、9月8日と11日の2日間にわたり委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について、会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑応答等の詳細な内容につきましては、配付いたしております委員会記録のとおりでありますので、よろしく申し上げます。

まず、議案第68号、平成18年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、議案第68号のうち、本委員会に付託された案件は、挙手多数で可決されました。

次に、議案第69号、平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件については、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

次に、議案第70号、平成18年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件については、質疑・討論はなく、満場一致で可決されました。

次に、議案第71号、平成18年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1次)の件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論、賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

次に、議案第77号、岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件については、ご配付の委員会記録のとおり、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第78号、岬町火葬場使用条例の全部を改正する件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

次に、議案第81号、岬町立簡易心身障害児通園施設条例の一部を改正する件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答、賛成討論があり、満場一致で可決されました。

次に、議案第82号、岬町国民健康保険条例等の一部を改正する件については、ご配付の委員

会記録のとおり、質疑応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

次に、議案第 8 3 号、岬町下水道条例の一部を改正する件については、2 日間にわたり慎重審議を行い、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論、賛成討論があり、挙手多数で可決されました。

次に、議案第 8 8 号、岬町水道給水条例の一部を改正する件については、2 日間にわたり慎重審議を行い、委員から本件に対し、「高齢者等弱者対策について、基本料金の減額を求める」修正案が提出されました。その内容は、一般用基本水量 6 立方メートルまでの基本料金の改定額 1 0 0 円を 5 0 円に修正し、基本料金 9 2 4 円を 8 7 1 円に修正するものです。ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、修正案については、挙手多数で可決されました。また、修正可決した部分を除く原案についても、挙手多数で可決されました。

次に、議案第 9 0 号、平成 1 7 年度岬町一般会計決算認定の件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答、反対討論、賛成討論があり、挙手多数で認定されました。

次に、議案第 9 2 号、平成 1 7 年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件については、質疑・討論はなく、満場一致で認定されました。

次に、議案第 9 3 号、平成 1 7 年度岬町老人保健特別会計決算認定の件については、質疑・討論はなく、満場一致で認定されました。

次に、議案第 9 4 号、平成 1 7 年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件については、ご配付の委員会記録のとおり、質疑応答があり、満場一致で認定されました。

次に、議案第 9 5 号、平成 1 7 年度岬町介護保険特別会計決算認定の件については、質疑・討論はなく、満場一致で認定されました。

次に、議案第 9 6 号、平成 1 7 年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件については、質疑・討論はなく、満場一致で認定されました。

次に、議案第 1 0 2 号、平成 1 7 年度岬町水道事業会計決算認定の件については、質疑・討論はなく、満場一致で認定されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された 1 7 議案のうち、議案第 8 8 号、岬町水道給水条例の一部を改正する件については、本委員会の修正案可決及び修正部分を除く原案について、可決すべきものと決定し、その他の 1 6 議案についても「可決・認定すべきもの」と決定いたしております。

以上で、私の委員長報告を終わります。ありがとうございました。

和田博之議長 事業民生委員長の報告が終わりました。

それでは、事業民生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

以上で、二常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第68号「平成18年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原議員、賛成ですか、反対ですか。

中原 晶議員 反対です。

和田博之議長 中原議員、反対討論からどうぞ。

中原 晶議員 反対討論いたします。

委員会の審議のときもお伝えいたしましたが、今回の補正予算については評価できる点が多くあると感じています。それについては、自治区集会所のスロープや手すりの整備ですとか、障害者の相談事業、介護予防事業、路線バスの運行事業など、住民生活の向上や福祉の増進という点で評価できる点が大いにあると考えておりますが、しかしながら、火葬場の指定管理者制度の導入に伴う予算化がされておまして、この1点について反対をいたしたいと思えます。

火葬場については後ほど出てまいります。これまで行政の責任で管理運営されてきたという施設でありまして、行政サービスの縮小、住民サービスの低下を招くという危険性がありますので、この1点についての予算化が含まれていますので、反対いたします。

以上です。

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 次に、原案反対の方の発言を許します。ありませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第68号「平成18年度岬町一般会計補正予算(第2次)件」について、起立により採決いたします。

本件についての二常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

二常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第69号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第69号「平成18年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第69号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第70号「平成18年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第70号「平成18年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第71号「平成18年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

中原 晶議員 反対討論いたします。

4月からの介護保険制度の変更によりまして、担当部局の方は大変ご苦労されていることと思います。異例のスピードと内容の改定で対応に追われる中で、利用者本位のサービスの立場を貫こうとされていると。職員の皆さんの姿勢には頭が下がる思いではありますが、今回の補正予算について、国の制度改定のしわ寄せが住民の皆さんにどこまで及ぶのかという不安がありますので、その点で反対いたします。

以上です。

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第71号「平成18年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1次)件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第71号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第72号「平成18年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第72号「平成18年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算(第1次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第72号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第73号「平成18年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第73号「平成18年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第73号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第74号「平成18年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第74号「平成18年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算(第2次)の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第77号「岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。反対おられませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 それでは、次に、賛成の方の発言を許します。中原議員。

中原 晶議員 この場で改めて要望を重ねて申しまして、賛成討論をいたしたいと思います。

この淡輪老人福祉センターという施設は、もともとは町の責任で管理運営を行っていたところですので、公共性ですとか公益性が守られますように、町として主体的な援助や協力を惜しまないという姿勢で臨んでいただきたいということを改めてお願い申し上げまして、賛成討論といたします。

以上です。

和田博之議長 反対の方、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第77号「岬町立淡輪老人福祉センターの指定管理者の指定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第78号「岬町火葬場使用条例の全部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第78号「岬町火葬場使用条例の全部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第79号「岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第79号「岬町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第80号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

中原 晶議員 反対討論をいたします。

この議案の提案理由で、財政の健全化という理由で、私自身はもっとほかに削られるところがあるのではないかなと考えているところでもありますし、今、地方自治体の職員の皆さんは、国からの締めつけが非常に厳しい中で、地方自治体の職員としての役割を頑張って果たしていただきたいと考えているところであります。そのために職員の皆さんの生活を保障するということが最低限必要な条件であると考えますので、組合との調整ができているとお聞きしていますけれども、賛成できるものではないと考えております。

以上です。

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第80号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第81号「岬町立簡易心身障害児通園施設条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第81号「岬町立簡易心身障害児通園施設条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第82号「岬町国民健康保険条例等の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

中原 晶議員 この件については、委員会の審議でも非常に多くの時間を割いていただきまして、委員の皆さんと委員長のご協力をいただいたところではありますが、この場を通じて、少しお時間をいただきたいと思います。反対討論をいたします。

委員会審議を通じまして、この議案の中身が2つの点で大きな問題があると考えています。第1点は、国の地方への押しつけのやり方の問題です。この議案については、6月の国会で決められた中身を10月に各自治体で施行するというペースですので、この9月議会にこの条例を間に合わせるということ自体が、職員の皆さんの中では大変なご苦勞があったことと思います。

そんなペースで準備されたと思いますので、職員の方ですら、この条例の中身、内容ですね、それですとか、住民生活への影響という点で、十分把握・検討する時間的余裕も与えられないという状況の中で、条例の提案をしなければならなかったのではないかなと考えています。こういう点で国の地方への押しつけ、このむちゃなやり方で住民の皆さんにどんな影響が及ぶのかという点で、第1点目、大きな不安があります。

第2点目ですが、この議案の中身で、重大な問題で混合診療ということが出てまいります。議案の中身の文書では混合診療という言葉は出てきませんが、保険外併用療養費という言葉が出てまいります。これが導入されることで、混合診療の拡大が、今後予測されるということが1つ大きな不安としてあります。

今現在、日本の医療については、一部の例外を除いて、混合診療を原則的には禁止しておるといのは、皆さんご承知のとおりだと思います。このことで国民皆保険という形で、必要な医療はすべて保険で受けられるということを国民の皆さんに保障しているというところがあります。

混合診療が広がりますと、医療行為の中に、保険外の診療、全額実費負担という診療が組み入れやすくなるということで、このことが行く行くは公的な保険制度の土台を崩すということにもなりかねませんし、実際には命のさたも金次第というような状況が生まれるのではないかなという不安があります。日本医師会でも、お金の有無で健康や生命が左右されることがあってはならないと強い警告を発しているところでもあります。この議案が長い将来にわたって住民の皆さんの負担について、どう影響するのか、負担増をもたらすのではないかという点で大いに不安がありますので、反対といたします。

以上です。

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第82号「岬町国民健康保険条例等の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第83号「岬町下水道条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

中原 晶議員 反対討論いたします。

住民の皆さんの負担を考慮しますと、到底ご理解やご協力が得られるものではないと考えまして、反対をいたします。

以上です。

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ほかに討論の方ございませんか。田島議員。

田島乾正議員 反対討論を行いたいと思います。

まず、委員会においても、財政の状況から、報告受けた中で、結局、受益者負担の収入で賄い切れないで、一般会計からも繰入金によって賄っていると。その分と、やはり使用料の適正化について、地方財政法第6条の規定により、特別会計を設けてと言われる中で、やはり本来、独立採算制の原則を適用しなければならないのに、それすら努力をされてないということで、やはり公平性を欠くものと。その中で、委員会でも質問したんですけども、やはりこの事業において、職員のいろんな定員管理とか、そういうふうな努力がなされて、また民間委託という方法もあるのにも、それすら計画とか案がなされてないということで、賛同しかねないという考えを持っていますので、また将来において、民間委託とか、いろんな事業のスリム化、改善が見られれば、また賛同したいと思います。それを踏まえて、反対討論といたします。

以上です。

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第83号「岬町下水道条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第84号「岬町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第84号「岬町消防団の設置等に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第85号「岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第85号「岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第85号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第86号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」について、討

論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第 86 号「岬町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第 86 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 87 号「岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第 87 号「岬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第 87 号は、原案のとおり可決されました。

続いて、議案第 88 号「岬町水道給水条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

本件の事業民生委員長の報告は、修正案可決及び修正部分を除く原案について可決すべきものでありますので、討論の順序を申し上げます。

まず最初に、原案賛成者、次に、原案及び修正案反対者、その次に、再度、原案賛成者、その次に、修正案賛成者の順で行います。

和田博之議長 これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案賛成の方の発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 次に、原案及び修正案反対の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 次に、修正案賛成の方の発言を許します。中原議員。

中原 晶議員 今回のことは初めてのことで、まず原案についてですけれども、水道というのは下水道よりもさらに重要なライフラインでありますので、1円の値上げも許せないという立場ではあります。ですが、また、今、住民負担が非常に大きい中で、この原案については、低所得者ですとか、弱者に対する配慮も全くないということで、余りにもひどい内容であると考えておりますが、修正案については、たとえわずかであっても値上げの縮減を図ろうという内容であって、支持したいと考えております。

以上です。

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第88号「岬町水道給水条例の一部を改正する件について」、採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、修正案可決及び修正部分を除く原案について可決すべきものと決定いたしております。

まず、事業民生委員会の修正案について、起立により採決いたします。

事業民生委員会の修正案を可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、事業民生委員会の修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決いたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

もう1回碎けて言います。委員会の修正案は可決しました。それはそのまま残って、それ以外の部分について、原案のとおり賛成の諸君の起立を求めると、こういうことです。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、修正部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

議案第 88 号「岬町水道給水条例の一部を改正する件」は、委員会の修正部分はそのまま採用されまして、それ以外につきましては、原案のとおり可決されました。そういうことです。

続いて、議案第 90 号「平成 17 年度岬町一般会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

中原 晶議員 反対討論をいたします。

この 17 年度の決算についてですけれども、児童虐待発生予防事業ですとか、アスベストの検査ですとか、35 人学級のための嘱託職員の予算化ですとか、学童保育の保育時間の延長に係る予算等で、住民生活とのかかわりなどで評価できる点は大いにあると考えておりますが、総合計画ですとか、予算の説明時の安心して暮らせるまちという理念に相反するものが多く含まれていると考えて、反対をいたします。

その内容については、学童保育の保護者の負担増ですとか、火葬場使用料、霊柩車使用料の負担増、見舞金、激励金のカットですとか、町営プールの廃止など、そういう点にわたって安心して暮らせるまちといいながら、実際の予算の執行については、その理念に相反する点が大いにあると考えます。また、過去の同和行政の中身が引き継がれて、残っていると思われる点もありまして、その点も含めて反対といたします。

以上です。

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 90 号「平成 17 年度岬町一般会計決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての二常任委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしております。二常任委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第 90 号は、原案のとおり認定されました。

続いて、議案第 91 号「平成 17 年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第91号「平成17年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第91号は、原案のとおり認定されました。

続いて、議案第92号「平成17年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第92号「平成17年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第92号は、原案のとおり認定されました。

続いて、議案第93号「平成17年度岬町老人保健特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第93号「平成17年度岬町老人保健特別会計決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしております。

す。

事業民生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第93号は、原案のとおり認定されました。

続いて、議案第94号「平成17年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第94号「平成17年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第94号は、原案のとおり認定されました。

続いて、議案第95号「平成17年度岬町介護保険特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第95号「平成17年度岬町介護保険特別会計決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第95号は、原案のとおり認定されました。

続いて、議案第96号「平成17年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第96号「平成17年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第96号は、原案のとおり認定されました。

続いて、議案第97号「平成17年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第97号「平成17年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第97号は、原案のとおり認定されました。

続いて、議案第98号「平成17年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第98号「平成17年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしております。

す。

総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第98号は、原案のとおり認定されました。

続いて、議案第99号「平成17年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第99号「平成17年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第99号は、原案のとおり認定されました。

続いて、議案第100号「平成17年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第100号「平成17年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、議案第100号は、原案のとおり認定されました。

続いて、議案第101号「平成17年度岬町住宅用地造成事業特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第101号「平成17年度岬町住宅用地造成事業特別会計決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしております。

総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第101号は、原案のとおり認定されました。

続いて、議案第102号「平成17年度岬町水道事業会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 反対討論・賛成討論ともになしと認めます。

これより、議案第102号「平成17年度岬町水道事業会計決算認定の件」について、起立により採決いたします。

本件についての事業民生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定いたしております。

事業民生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、議案第102号は、原案のとおり認定されました。

以上で、二常任委員会に付託されました案件は、すべて採択されました。

各委員長さん、委員の皆さん、本当にご苦労さんでございました。

和田博之議長 日程5、意見書案第1号「道路整備の推進及びその財源確保に関する意見書(案)」を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。議会議員、反保多喜男君。

反保多喜男議員 ただいま議長の許可を得ましたので、意見書案を提案いたします。

意見書案第1号

道路整備の推進及びその財源確保に関する意見書（案）

本議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

提出者 岬町議会議員 反保多喜男

賛成者は次のとおりです。敬称を省略させていただきます。

賛成者 岬町議会議員	田島 乾正	川端 啓子
	奥野 学	和田 勝弘
	鳥谷部 昭	辻下 正純
	竹内 邦博	福田 収
	鍛冶 末雄	出口 実
	岡本 重樹	谷本 貢

以上のとおりです。

趣旨説明は、朗読によってかえさせていただきます。

道路整備の推進及びその財源確保に関する意見書（案）

少子高齢化が急速に進展している中、安全・安心で活力ある地域づくり・都市づくりを推進するとともに、地球規模での環境問題に対処し、安全で安心できる国土の実現のためには、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的かつ重要な社会資本である道路の整備はより一層重要となっている。

二十一世紀を迎え、豊かな国民生活の基盤を確立し、次世代に誇ることができる国土を形成するため、国民共通の資産である社会資本を計画的に整備することが重要であり、道路こそ、その中核的役割を担うものである。

特に、本町域において広域幹線である国道26号は、片側1車線で慢性的な交通渋滞を引き起こしている。

隣接する阪南市域まで第二阪和国道が供用され、流入する車両が増加するなど町域で渋滞がますます増加しており、市街地は迂回する車両であふれ、地域住民の日常生活や周辺環境に多大な弊害を招いているのが現状である。

また、本町では、関西国際空港二期事業にかかる埋め立て用土砂採取地の跡地利用構想を始め、海釣り公園の整備など、21世紀にふさわしい「自然と共生した」町づくりを進めている。

このような現状から本町にとって、第二阪和国道の整備延伸は、交通渋滞の緩和のみならず、

町づくりの根幹的的道路をなすものであり、生活環境の改善、経済活動の活性化を図るため、整備延伸が急務となっている。

よって、政府は道路整備の重要性を深く認識され、次の措置を講じられるよう強く要望する。

1 都市の再生や地域の活性化に資する道路整備を強力に推進するため、必要となる財源の確保と都市部への重点的な配分に努めること。

また、道路特定財源の見直しにあたっては、都市部における道路整備の必要性に十分配慮し、真に必要な道路整備を遅らせることがないよう努めること。

2 高速道路は国の最も基幹的な施設であり、今後とも国及び地域の社会経済活動の発展を支えるため、国の責任において着実に整備を推進すること。

3 道路渋滞や沿道環境、交通安全問題の解決を図るため、高速道路の不連続区間の解消、インターチェンジへのアクセス強化、弾力的な料金設定などを進めること。

4 都市の再生や活力ある地域づくりを推進するため、環状道路の整備や幹線道路の立体交差化、踏切道の改良などの渋滞対策等の推進、地域間の連携促進を図る道路整備を一層推進すること。

5 沿道の大気汚染や騒音、地球温暖化問題に対応するため、道路環境対策を一層充実すること。

6 バリアフリー、交通安全対策、防災対策など安全で快適な生活環境づくりを推進するための道路整備を一層促進すること。

7 地方の道路財源が確保されるとともに、地方財政対策を充実すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年9月22日

大阪府泉南郡岬町議会

(提出先) 内閣総理大臣
財務大臣
総務・郵政民営化大臣
国土交通大臣

以上でございます。よろしくご審議を賜りまして、可決賜りますようお願いいたします。

和田博之議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

まず、原案反対の方の発言を許します。中原議員。

中原 晶議員 この意見書につきましては、部分的には賛同できる点があると考えております。1番から7番まで項目がありますが、5番、6番、7番のあたりで、地域の活性化ですとか、バリアフリーとか、環境対策とか、大きな問題で、第二阪和の延伸の問題ですね、このあたりの点については大いに賛同できると考えておりますが、この意見書の大枠の考え方ですね。国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的かつ重要な社会資本である道路という考え方ですとか、道路こそその中核的役割を担うものであるといったような考え方ですね。また、高速道路は国の最も基幹的な施設であると。このあたりについて、独善的で少し容認しかねる点がありますので、賛成しかねるということで。

以上です。

和田博之議長 次に、原案賛成の方の発言を許します。賛成の方ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 ほかに討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより、意見書案第1号「道路整備の推進及びその財源確保に関する意見書(案)」について、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

和田博之議長 起立多数であります。よって、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

和田博之議長 日程6、意見書案第2号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律の改正を求める意見書(案)」を議題といたします。

提出者から趣旨説明を求めます。議会議員、奥野 学君。

奥野 学議員 ただいま議長の許可を得ましたので、意見書案を提出いたします。

意見書案第2号

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（案）

本議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出します。

提出者 岬町議会議員 奥野 学

賛成者は次のとおりです。敬称を省略させていただきます。

賛成者 岬町議会議員	田島 乾正	川端 啓子
	反保多喜男	和田 勝弘
	中原 晶	鳥谷部 昭
	辻下 正純	竹内 邦博
	福田 収	鍛治 末雄
	出口 実	岡本 重樹
	谷本 貢	

以上のとおりです。

趣旨説明は、朗読によりかえさせていただきます。

出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書（案）

個人の破産申立件数は、平成14年に20万人を突破して以来、16年は21万人と高水準にある。

また、多重債務問題は、自殺者を生み出しているだけでなく、ホームレスや家庭崩壊、犯罪などの社会問題を生み出している。

破産者や自殺者、多重債務者を生み出す主たる原因は高金利にあります。

現在わが国の公定歩合が年0.1%、銀行の貸出金利が2%以下という低金利の状況下において、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」（以下、「出資法」という。）の年29.2%という金利は異常な高利であり、社会的合理性を欠くものである。

リストラや倒産による失業や収入減などの厳しい経済状況の中で国民が安心して生活できる環境のためには、出資法の上限金利を利息制限法の利息まで引き下げることが必要不可欠である。

利息制限法の例外を定める「貸金業の規制等に関する法律」（以下、「貸金業規制法」という。）43条の「みなし弁済規定」は廃止すべきである。民事上無効である高金利による営業が

許されていることが問題であり、様々な形の多重債務問題を生み出している。

同様に、出資法の特例により、一定の要件を満たすことによって年54.75%の金利を受け取ることを認められている日賦貸金業者（日掛け金融）の特例は直ちに廃止すべきである。また、同様の特例が認められている電話加入権は実質的な財産価値を失っており、特例を認める実益はなくこれも廃止すべきである。さらに、保証料を徴求し、出資法及び利息制限法の潜脱行為をしている業者も増加しており、利息制限法の厳守のためには、その規制も必要である。

よって、岬町議会は国民生活の安定を実現するため、国会及び政府に対し、出資法及び貸金業規制法を下記のとおり改正されることを強く要望する。

記

- 1 出資法の上限金利を「利息制限法」の制限金利まで引き下げること。
- 2 貸金業規制法43条の「みなし弁済規定」を廃止すること。
- 3 日賦貸金業者、電話担保金融及び質屋に対する特例措置の撤廃を行うとともに、保証料を徴求して、出資法及び利息制限法を潜脱することへの規制を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成18年9月22日

大阪府泉南郡岬町議会

（提出先） 衆議院議長
参議院議長
法務大臣
金融庁長官

以上でございます。よろしくご審議を賜りまして、可決賜りますようお願いいたします。

和田博之議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

和田博之議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

和田博之議長 これをもって討論を終結いたします。

これより、意見書案第2号出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」及び「貸金業の規制等に関する法律の改正を求める意見書（案）」

について、起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

和田博之議長 満場一致であります。よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

和田博之議長 運営上ですか。田島議員。

田島乾正議員 閉会前に、一応わがままな議事運営について、ひとつ暫時休憩を議長の計らいで求めたいと思います。

和田博之議長 案件については何かございますか。そういうことじゃなくて、今ここでは話できない。

田島乾正議員 案件については調整いたします。そのための休憩をひとつ。

和田博之議長 それでは、暫時休憩いたします。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

和田博之議長 それでは、暫時休憩することにいたします。

休憩いたします。2時半に再開いたしますので。これは異例でございますからね。30分休憩します。

(午後2時05分 休憩)

(午後2時33分 再開)

和田博之議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

田島議員の方から、運営上ということで休憩をとりましたが、ただいまから再開いたします。

運営上、田島議員。

田島乾正議員 先ほどは議長の取り計らいで、各議員に大変貴重な時間を割き、まずおわびをいたしまして、そして休憩中において政策協定が終えましたので、よって、貴重な時間をいただいたことに再度お礼を申し上げて、議事の進行をひとつ議長、よろしくお願ひしたいと思います。

どうも失礼いたしました。

和田博之議長 それでは、以上をもって、今期定例会の会議に付された事件はすべて議了いたし

ました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成18年第3回岬町議会定例会を閉会いたします。

慎重審議、ありがとうございました。ご苦労さんでございました。

(午後2時35分 閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成18年9月22日

岬町議会

議 長 和 田 博 之

議 員 川 端 啓 子

議 員 鍛 治 末 雄